

LPガス保安の確保に向けた取組状況に関する 平成29年度トップヒアリングの結果

平成30年3月16日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

I. ヒアリングの趣旨

経済産業省は、LPガス販売事業者等に対し、毎年度、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を提示し、具体的な自主保安の向上を促している。平成17年度から、この進捗状況も含め、各社の保安確保の方針、そのための具体的な取組、保安体制の確立状況等に関して、トップ（社長）の方々からヒアリングしており、今回は10回目となる。

II. ヒアリングの対象事業者等

平成29年度のヒアリングは、経済産業省本省に登録されているLPガス販売事業者又は認定されている保安機関のうち、過去5か年間に於いて、トップを交代した事業者、熊本震災で応援対応した事業者、認定販売事業者、行政処分又は行政指導を受けた事業者の中から、以下の10社に協力いただいた。

対象事業者：アストモスリテイリング株式会社、上村運送株式会社、ENEOS グローブエナジー株式会社、ガステックサービス株式会社、全国農業協同組合連合会、大陽日酸エネルギー株式会社、株式会社タイヨウ開発、ツバメ産業株式会社、日通商事株式会社、橋本産業株式会社（計10社、50音順）

実施日：平成29年11月～12月

III. ヒアリングの結果（各社の取組等について）

ヒアリングの結果は、概ね以下の通り。

○法令遵守の徹底等

法令遵守、保安の確保を経営の基本方針として全社員に対して共有を図っている事業者が多かった。また、保安教育の確実な実施を図るため、多くの経営者が年間保安教育計画を策定し、各地で開催される高圧ガス保安協会や各都道府県LPガス協会等が主催する講習会に定期的に参加する等、行政や業界団体の取り組みを積極的に活用し、保安レベルの維持向上を図っている事業者が多かった。

○組織内のリスク管理の徹底

行政の立入検査の指導内容についてチェックリストを作成し自らの保安管理状況を客観的に認識し、同様の指摘を受けることがないよう保安レベルの向上に向けて活用している事業者もあった。「自主保安活動チェックシート」で自己診断を実施し、課題やリスクの抽出を行う等保安レベルの向上を図っている事業者が多かった。

○事故防止対策

・CO（一酸化炭素）中毒事故の防止

注意喚起のチラシやパンフレット等を活用して周知を行いCO警報器や換気警報器の設置を推進している事業者が多いが、直接コミュニケーションを取りながら周知を進めている事業者もあった。業務用施設には、業務用換気警報器を推奨し、ほぼ100%設置し、期限管理を行っている事業者もあった。また、一般消費者に対し、不完全燃焼防止装置が付いていない古いガス機器の交換誘導を行う等、より安全な消費機器への取り替え促進に努めている事業者が多かった。

・一般消費者等に起因する事故の防止

ほとんどの事業者が、ガス栓カバーの設置や一口ガス栓への切り換え促進に取り組んでおり、展示会等のイベントを通じSiセンサー付コンロの推奨等、保安に関する周知・啓蒙活動を実施していた。小学生を対象にした出前「火育」教室へも積極的に参加し事故防止に向けた事業に取り組む事業者もあった。

・LPガス販売事業者等に起因する事故の防止

期限管理を徹底し、期限内の取替えを着実に実施するため、ガスメータ、調整器、マイコンメーター、高圧ホース等の期限管理をデータ化し前倒しで計画的に実施し、また、消費機器の交換・修理等の作業については、独自に点検マニュアル等を策定する等の取り組みがみられた。

○自然災害対策

自然災害発生時の対応では、マニュアル等に基づき、社員の安否、被災状況の確認等連絡、出動対応等社内の体制を整備している事業者が多かった。容器転倒防止対策（鎖、容器ベルト等）、ガス放出防止型高圧ホースの設置に取り組んだり、緊急時に備え防災訓練を実施する等、災害時に直ちに対応出来るよう備えている事業者が多かった。事業者の中には、中核充てん所となり、大規模災害時の供給連携に備えているところもあった。

○事故への対応

事故発生時の対応は、ほぼすべての事業者において、社内の連絡、報告体制が整備されていた。また、災害発生時に対応するため、避難訓練の実施や地域の行政機関主催の防災訓練等に参加し、情報の収集と関係機関との連携強化を図っている事業者もあった。

○今後の事業展開について

バルク貯曹等の20年検査に向け前倒しで容器交換に向けた対応を図る事業者が多かった。保安対策予算に関しては、調整器やガスメータ等の設備の期限管理に基づき、計画的に保安予算確保に努めている事業者が多かった。電力、ガス事業の自由化によりLP業界の競争は激化しており、事業の合理化や統廃合を図っている事業者が多かった。質量販売は、保安の確保、保安管理の点から、消極的な事業者がほとんどである。

○2020年目標達成に向けた自社の取組

平成27年度保安対策指針においての「2020年の目標として死亡者をゼロ、負傷者を25人未満を目指すこととする」を受けて、一般消費者等の保安確保のため、保安対策のさらなる取組としては、安全機器（CO警報器やガス漏れ警報器の設置、また新たなガス機器への交換等）の設置促進に取り組む事業者が多かったが、中には、集中監視システムの普及率を高めることにより、事故の未然防止に取り組む事業者もあった。

○女性職員の活用

LP業界での特殊性から、ほとんどの事業者では、女性職員の登用はあまり進んでいない（多いところで20%から30%程）が、今後、女性職員の活用を推進したいと考えてる事業者が多かった。業務内容は、営業、経理、情報管理や検針、集金、電話対応等が多いが、幹部への登用や中には、大型工業用バルクローリに乗務している例もあった。

○認定販売事業者制度の有効活用について

集中監視システムは、消費者のガスの使用を常時監視することにより迅速な保安対応が出来ることは認識しているが、通信インフラや設備投資等多大な費用が必要なこと、認定要件のハードルが高く、要件の達成が困難なために導入が進んでいない事業者が多かった。

○一般消費者等への周知活動

定期点検や14条書面での通知文書に加え、LP協会の小冊子（外国人には外国語版）や独自のちらし、年末のカレンダー配布等を活用する事業者が多かった。訪問による消費者への周知を継続しつつ、液石法の改正により、情報通信での周知が認められるようになったため、今後、消費者向けのポータルサイトを開設したり、電子媒体を活用した情報提供を検討する事業者もあった。

ヒアリング各社の具体的な取組については、「平成29年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況一覧（参考資料1）において紹介している。